

極秘

外局の内部部局の統一に関する件

閣議決定案
二、三、六、八

各省各庁の外局の内部部局として、局又は部制を必要とするものは、すべて部制とする。但し、商工省貿易庁及び石炭庁は、例外として当分の間部制を採ることを認める。

備考

(1) 本措置により現在局制を採つて居りしもの、部制にするものは、次の通りである。

- 特別調達庁(五局)
- 中小企業庁(二局)
- 海上保安庁(三局)
- 引揚援護庁(二局)
- 貿易庁(四局)
- 石炭庁(一局)

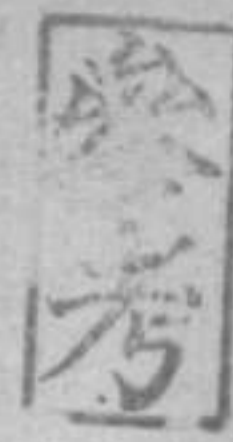
経済査察庁(二局) 経済査察庁法案は国会提案

右の外電波庁(二局) 審議中 案が逓信省から提案されている。

(2) 本措置により 新設 中小企業庁設置法、海上保安庁

法及び引揚援護庁設置令の一部改正を行ふ
必要があり、経済査察庁法については一部修正案を提出する必要がある。

(3) 本件措置について連合國軍總司令部との折衝は、内閣において一本で当ることとし、各省別には行わぬこととする。



外局の内部部局調

行政調査部

外局名	總理府部内 物産院 行政管理局 賠償院 特別調査院 統計調査寮 宮内庁 連絡調整庁 新南出資局 中央統計庁 傳書情報局	現在	官房 五部 官房 七部 官房 六部 官房 三課 官房 三課 官房 四課	改省創 業	外局名	商工部内 貿易庁 石炭庁 特許庁 試験標準庁 中小企業庁	現在	官房 四局 官房 六局 官房 五部 官房 二局	改省創 業

大蔵部内	専売庁 印刷庁 造幣庁	官房 四部 官房 四部 官房 二部	官房 四局	運輸部内	海上保安庁	官房 三局	
農林部内	食糧管理庁 水産庁 林野庁	官房 二部 官房 三部 官房 三部	官房 四部 官房 二局				
厚生部内	引揚援護庁	官房 二局					